【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の税制上の所要の措置
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税４）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 ―
				《要望の内容》 休眠預金による助成金を活用した民間公益活動の更なる促進のため、休眠預金による助成金を固定資産の取得等に充当した場合の、営利法人等に対する税務上の処理の取扱いの在り方について必要な検討を行い、税制上の所要の措置を講ずる。
				《関係条項》 ―
5	担当部局			内閣府休眠預金等活用担当室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：―
7	創設年度及び改正経緯			―
8	適用又は延長期間			検討中
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 休眠預金等活用制度は、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを目的とした制度であり、現場の実情に応じて機動的かつ柔軟にニーズをくみ取り、解決していく民間団体を支援することで民間公益活動を促進しようとする、我が国においても先に類を見ない新たな仕組みである。 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決に取り組む民間団体の裾野の拡大は、少子高齢化が進む社会を支える共助の推進に当たっても非常に重要であり、非営利団体だけでなく営利団体も含め、公益活動を行う民間団体の増加に向けて、活動開始の後押しとなる支援を行う必要がある。
				《政策目的の根拠》 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号） 第一章　総則

				（目的） 第一条　この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図り、もって国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	政策 11. 共生・共助政策 施策 11. 共助社会づくりの推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	本措置により、公益活動を行う営利法人等の増加を図る。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本措置を講ずることによる、公益活動を行う民間団体の増加により、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決に取り組む民間団体の裾野のさらなる拡大に寄与する。
10	有効性等	①	適用数	検討中
				【算定根拠】
		②	適用額	検討中
				【算定根拠】
		③	減収額	検討中
				【算定根拠】
		④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 検討中 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

				《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 検討中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
				《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤	税収減を是認する理由等	検討中
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	検討中
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	検討中
		③	地方公共団体が協力する相当性	検討中
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			―